

議案第38号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第2号に規定する喫煙をいう。）をすること（区長が別に定める場所を除く。）。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

健康増進法の一部改正及び東京都子どもを受動喫煙から守る条例の制定に鑑み、全ての区立公園及び児童遊園において制限される行為に喫煙を加える必要がある。